

測量業者の不正行為に対する監督処分の基準(案)に対して頂いたご意見の概要と国土交通省の考え方

頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>【第2 総則 9 不正行為を行った測量業者に合併等があったときの監督処分】 「継続性及び同一性」の判断基準を明確にして欲しい。</p>	<p>監督処分を行うかどうかについては、【第2 総則1 監督処分の基本的考え方や2 監督処分の実施方法】が大きな判断基準となりますので、この範疇で判断すべき事項であると考えています。</p>
<p>【第3 監督処分の基準 2 営業の停止処分の具体的基準(3) 測量業者が一定の刑に処せられたとき(刑法又は独占禁止法違反)】 独占禁止法違反の場合、違反事実の対象となる一定の取引分野は測量業務に限定すべきであり、建設コンサルタント業務や地質調査業務は対象とすべきではない。</p>	<p>同上</p>
<p>【第3 監督処分の基準 2 営業の停止処分の具体的基準(法又は測量に関する他の法令違反)】 「計画書及び基準等に違反した」とはどのように認定されるのか疑問であり、そもそも計画書や基準に違反という概念はそぐわない。</p>	<p>同上</p>